## 多摩都市計画高度地区(多摩市決定)に係る許可に関する基準

平成22年11月29日 市長決定

都市計画法(昭和43年法律第100号)第15条の規定により多摩市が定める都市計画における高度地区に関する計画書第5項第2号に規定する許可による特例について、次のとおり定める。

- 1 市長が許可したものに係る許可の基準
  - (1) 市長の許可は、次に掲げるアからウまでに規定する要件をすべて満たすときにこれを行うものとする。この場合において、当該建築物にかかる絶対高さ制限においてその高さを算定するときに限り、当該絶対高さ制限は適用しない。
    - ア 施設の機能的な性質上等で、指定された高さの範囲内で計画することが困難であること。
    - イ 絶対高さ制限を緩和する建築物の高さに応じて、多摩都市計画高度地区(多摩市決定)の認定 に関する基準(平成22年11月29日付市長決定)第2項第2号ア又はイに規定する緩和基準 に適合する建築物と同程度の整備がなされていること。
    - ウ その他市長が許可することについて、支障がないと認めたものであること。
  - (2) 市長の諮問意見の聴取

市長は、許可するときは、あらかじめ、多摩市街づくり条例(平成18年多摩市条例第30号)に基づき設置する多摩市街づくり審査会に意見を聴くものとする。

2 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。